

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第55号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和27年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書のうちに虚偽の記載があると認めるときは、登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第3号において「暴力団員等」という。）</u></p> <p>(2) <u>法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの</u></p> <p>(3) <u>暴力団員等がその事業活動を支配する者</u></p>	<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書のうちに虚偽の記載があると認めるときは、登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）<u>第2条第2号</u>に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>(7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p>

改正前	改正後
<p>2 略 (手数料)</p> <p><b>第10条</b> 登録を受けようとする者、登録証の再交付を受けようとする者又は登録の変更を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 登録手数料 <u>2,500円</u> ただし、登録の更新の場合は2,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(8) <u>役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u></p> <p>(9) <u>第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p>2 略 (手数料)</p> <p><b>第10条</b> 登録を受けようとする者、登録証の再交付を受けようとする者又は登録の変更を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 登録手数料 <u>2,600円</u> ただし、登録の更新の場合は2,000円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。